

第 八 十 八 号 議 案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六條の三を削る。

第十六條第四項及び第十九條第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一條第二項、第二十六條第三項及び第二十六條の四第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第九項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第六條第八項の規定により算出した」に改める。

附則に次の八項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の

四月一日（附則第十四項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十六項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料額は、当分の間、特定日以後、附則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十四項に規定する職員を除く。）であつて、

17 同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け
 との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会
 の定めるところにより、附則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に
 前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
 附則第十四項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給
 料月額を受ける職員以外の附則第十二項の規定の適用を受ける職員であつて、
 任用の事情等を考慮して当該給料月額を受け取る職員との均衡上必要があると認
 められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同
 項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額
 に相当する額を加算した額とする。

18 当分の間、附則第十二項の規定の適用を受け取る職員に対する職員の分限に関
 する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用に
 ついては、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条
 例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号。以下「給与条例」という。）附則
 第十二項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とす
 る」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第十二項の規定による降給は、
 この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。た
 だし、給与条例附則第十二項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例
 第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第十二項の規

19 定による降給は、この限りでない」とする。
 四項の規定による給料月額その他附則第十二項から前項までの規定の施行に關
 し必要な事項は、人事委員会が定める。
 別表第一イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用
 短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

第 8 8 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

短 別
時 表
間 第
勤 一
務 口
職 表
員 再
「 任
に 用
改 職
め 員
、 以
同 外
表 の
再 職
任 員
用 項
職 中
員 項
の 中
項 、「
を 再
次 任
の 用
よ 職
う 員
に 、「
改 定
め 年
る 。 前
再
任
用

第 8 8 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		212,000	223,200	244,000	274,700

短 別
時 表
間 第
勤 二
務 イ
職 の
員 表
「 再
に 任
改 用
め 職
、 員
同 以
表 外
再 の
任 職
用 員
職 の
員 項
の 中
項 「
を 再
次 任
の 用
よ 職
う 員
に 「
改 改
め め
る る
。」 。

第 8 8 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		294,500	355,300	416,100

短 別
時 表
間 第
勤 二
務 口
職 の
員 表
「 再
に 任
改 用
め 職
、 員
同 以
表 外
再 の
任 職
用 員
職 項
員 中
の 項
項 中
を 「
次 再
の 任
よ 用
う 職
に 員
改 」「
め 再
る 任
。 用
定 職
年 員
前 外
再 項
任 中
用 」「
を
「
定
年
前
再
任
用

第 8 8 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

短 別
時 表
間 第
勤 二
務 八
職 の
員 表
「 再
に 任
改 用
め 職
、 員
同 以
表 外
再 の
任 職
用 員
職 中
員 の
の 項
項 中
を 「
次 再
の 任
よ 用
う 職
に 員
改 「
め 定
る 年
。 前
再
任
用

第 8 8 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

付 則

(施行 期 日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十二項から第十九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例附則第九項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例附則第九項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十六条第四項及び第十九条第二号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十六条第三項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第二十六条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第三項、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第十条の二から第十二条まで及び第十二条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- （委任）
- 10 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
- （職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月江戸川区条

例第三号)の一部を次のように改める。

付則第五項から第八項までを次のように改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(同一給料表適用特定職員を除く。)であつて、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要がある」と認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、任用の事情等を考慮して前二項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要がある」と認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び

受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

- 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けると同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。
- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十一月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改める。

- 付則第四項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。
- 13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改める。

付則第八項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八

条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二
 項の規定により採用された職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令
 和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。）附則
 第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定によ
 り採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和三年
 地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若
 しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員
 」という。）に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時
 間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、「加算した額」の下に「（暫
 定再任用短時間勤務職員にあつては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
 条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）第二条第三項の規定により定められ
 たその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて
 得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））
 （改正後の条例附則第九項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が
 定める額を加算した額）」を加える。
 付則中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項を第十
 四項とする。
 付則第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を付則第十三項とす
 る。

付則中第九項から十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、定年前再用短時間勤務職員の給与月額の算定方法を定めるとともに、職員が六十歳に達した日後の給与月額について減額措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。